

航空自衛隊仕様書 (地方調達用)			
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	6515-424-6786-5	仕様書番号	
件 名	自動心肺蘇生器保守点検	松基 L P S - M 6 5 0 1 4	
		承認	令和 4 年 6 月 6 日
		作成	令和 4 年 6 月 2 日
		改正	
		作成部 隊等名	基地業務群 衛生隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は, 航空自衛隊松島基地救難隊保有の自動心肺蘇生器保守点検 (以下「役務」という。) について適用する。

1.2 受渡場所

航空自衛隊松島基地医務室

1.3 関係法令等

役務の履行にあたっては, 関係法令等に定める諸基準に従い行うこととする。

- a) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
- b) 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保に関する法律 (以下「医薬品医療機器等法」という。)(昭和 35 年法律第 145 号)
- c) 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について (医政総発 0708 第 1 号, 医政地発 0708 第 1 号, 医政経発 0708 第 2 号 (令和 3 年 7 月 8 日))

2 対象器材品名及び数量

調達要領指定書のとおり。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

- a) 対象器材の製造会社が定める定期メンテナンス (基本保守点検) を実施する。
- b) 役務の作業内容に修理は含まないものとする。
- c) 役務の履行が 1 日を超える場合は, 代替器を準備するものとする。
- d) 役務に必要な諸器材は, 契約相手方が準備するものとする。

3.2 品質管理・保証

- a) 役務の実施は医薬品医療機器等法第 40 条の 2 第 2 項により許可を有する者が行うものとする。
- b) 役務の完了後は起動から終了までの一連の動作確認を確実に実施し, 対象衛生器材が正常な状態で使用可能であることを確認すること。
- c) 契約相手方は, 3.2 b) 完了後, 速やかに契約相手方所定様式の報告書を作成し, 検査官に提出するものとする。
- d) 契約相手方は, 役務完了後, 通常の使用における役務実施箇所の不具合については, 6 ヶ月保証するものとする。

4 検査

検査官は, 3.2c) の報告書の確認をもって検査を行うものとする。

5 その他の指示

本仕様書に疑義が生じた場合は, 検査官に申し出てその指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	調達要求番号	M8医修XM6119
	調達要求年月日	令和8年 6 月 16 日
	作成部隊等名	衛生隊
	作成年月日	令和8年 6 月 8 日
件 名	自動心肺蘇生器保守点検	
仕様書番号	松基LPS-M65014	

指定事項：

2 対象器材品名及び数量

対象器材名	製品名	数量（台）	備 考
自動心肺蘇生器	日本ストライカー (株) LUCAS 3	1	S/N:3519H847 Type:100921-01

航空自衛隊仕様書（地方調達用）			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	6515-424-7542-5	仕様書番号	
件名	自動式呼吸装置の保守点検	松基	LPS-M65016-1
		承認	令和 5 年 1 月 2 6 日
		作成	令和 5 年 1 月 2 4 日
		改正	令和 6 年 6 月 2 4 日
		作成部隊等名	基地業務群 衛生隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地衛生隊及び救難隊の自動式呼吸装置の保守点検（以下「役務」という。）について適用する。

1.2 受渡場所

航空自衛隊松島基地医務室

1.3 関係法令等

役務の履行にあたっては、関係法令等に定める諸基準に従い行うこととする。

- 医療法（昭和23年法律第205号）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）（昭和35年法律第145号）
- 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について（医政総発0708第1号、医政地発0708第1号、医政経発0708第2号（令和3年7月8日））

2 対象器材品名及び数量

調達要領指定書のとおり。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

- 対象器材の製造会社が定める定期メンテナンス（基本保守点検）を実施する。
- 役務の履行が1日を超える場合は、代替器を準備するものとする。
- 役務に必要な諸器材は、契約相手方が準備するものとする。

3.2 品質管理・保証

- 役務の実施は医薬品医療機器等法第40条の2第2項により許可を有する者が行うものとする。
- 役務の完了後は起動から終了までの一連の動作確認を確実に実施し、対象衛生器材が正常な状態で使用可能であることを確認すること。
- 契約相手方は、3.2 b)完了後、速やかに契約相手方所定様式の報告書を作成し、検査官に提出するものとする。
- 契約相手方は、役務完了後、通常の使用における役務実施箇所の不具合については、3か月保証するものとする。

4 検査

検査官は、3.2c)の報告書の確認をもって検査を行うものとする。

5 その他の指示

本仕様書に疑義が生じた場合は、検査官に申し出てその指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	調達要求番号	M8医修XM6120
	調達要求年月日	令和8年 6 月 16 日
	作成部隊等名	衛生隊
	作成年月日	令和8年 6 月 8 日
件 名	自動式呼吸装置の保守点検	
仕様書番号	松基LPS-M65016-1	

指定事項：

2 対象器材品名及び数量

対象器材名	製品名	数量（台）	備 考
自動式呼吸装置	スミスメディカル・ ジャパン（株） パラパック300NJ	1	S/N： 2301120
	フクダ電子株式会社 ベントウェイロバスト VWSP-900	1	S/N： U24315R7009

航 空 自 衛 隊 仕 様 書 （地方調達用）				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕様書番号		
件 名	半自動除細動装置の保守点検	松基 L P S - M 6 5 0 0 7 - 1		
		承 認	平成30年 9月 6日	
		作 成	平成30年 9月 5日	
		改 正	令和 3年 4月13日	
		作成部 隊等名	基地業務群 衛生隊	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地医務室及び救難機において使用する半自動除細動装置の保守点検（以下「役務」という。）について適用する。

1.2 受渡場所

航空自衛隊松島基地医務室

1.3 関係法令等

役務の履行にあたっては、関係法令等に定める諸基準に従い行うこととする。

- 医療法（昭和23年法律第205号）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）（昭和35年法律第145号）
- 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について（医政指発第0330001号（平成19年3月30日））

2 対象器材品名及び数量

調達要領指定書のとおり。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

- 対象衛生器材の製造会社が定めるスポット点検（シンプルプラン）を実施する。
- 役務の作業内容に修理は含まないものとする。
- 役務の履行が1日を超える場合は、代替器を準備するものとする。
- 役務に必要な諸器材は、契約相手方が準備するものとする。

3.2 品質管理・保証

- 役務の実施は医薬品医療機器等法第40条の2第2項により許可を有する者が行うものとする。
- 役務の完了後は起動から終了までの一連の動作確認を確実に実施し、対象衛生器材が正常な状態で使用可能であることを確認すること。
- 契約相手方は、3.2 b)完了後、速やかに契約相手方所定様式の報告書を作成し、検査官に提出するものとする。
- 契約相手方は、役務完了後、通常の使用における役務実施箇所の不具合については、半年間保証するものとする。

4 検査

検査官は、3.2c)の報告書の確認をもって検査を行うものとする。

5 その他の指示

本仕様書に疑義が生じた場合は、検査官に申し出てその指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	調達要求番号	M8医修XM6121
	調達要求年月日	令和8年 6 月 16日
	作成部隊等名	衛生隊
	作成年月日	令和8年 6 月 8日
件 名	半自動除細動装置の保守点検	
仕様書番号	松基LPS-M65007-1	

指定事項：

2 対象器材品名及び数量

対象機材名	数量（台）	備 考
ZOLL AX-3CESN (高規格救急車搭載用半自動除細動装置)	2	S/N: AR23J079090 AR23J079093
ZOLL AX-12CESNP (高規格救急車搭載用半自動除細動装置)	2	S/N: AR23A073192 AR25A089129
日本光電 デフィブリレータ EMS-1052 (救難機搭載用半自動除細動装置)	1	S/N:01393

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	医療用器材の保守点検	松基 LPS-M65018	
		承認	令和 7 年 6 月 10 日
		作成	令和 7 年 6 月 10 日
		改正	
		作成部隊等名	基地業務群 衛生隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地医務室保有の医療用器材の保守点検（以下、「役務」という。）について適用する。

1.2 受渡場所

航空自衛隊松島基地医務室

1.3 関係法令等

役務の履行にあたっては、関係法令等に定める諸基準に従い行うこととする。

- 医療法（昭和23年法律第205号）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）（昭和35年法律第145号）
- 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について（医政総発0708第1号，医政地発0708第1号，医政経発0708第2号（令和3年7月8日））

2 対象器材品名及び数量

調達要領指定書のとおり。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

- 対象器材の製造会社が定める定期点検を実施する。
- 役務の作業内容に修理は含まないものとする。
- 役務に必要な諸器材は、契約相手方が準備するものとする。

3.2 品質管理・保証

- 役務の実施は医薬品医療機器等法第40条の2第2項により許可を有する者が行うものとする。
- 役務の完了後は起動から停止までの一連の動作確認を確実に実施し、対象衛生器材が正常な状態で使用可能であることを確認すること。
- 契約相手方は、3.2b)完了後、速やかに契約相手方所定様式の報告書を作成し、検査官に提出するものとする。
- 契約相手方は、役務完了後、通常の使用における役務実施個所の不具合については、3ヶ月保証するものとする。

4 検査

検査官は、3.2c)の報告書の確認をもって検査を行うものとする。

5 その他の指示

本仕様書に疑義が生じた場合は、検査官に申し出てその指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書

調達要領指定書	調達要求番号	M8医修XM6122
	調達要求年月日	令和8年 6 月 16 日
	作成部隊等名	衛生隊
	作成年月日	令和8年 6 月 8 日

件 名	医療用器材の保守点検
-----	------------

仕様書番号	松基LPS-M65018
-------	--------------

指定事項：

2 対象器材品名及び数量

対象器材品名 (物品番号)	製品名	数量 (台)	備考
携帯用患者監視装置 (医務室用) (6515-427-2777-5)	日本光電工業株式会社 BSM-1700	1	S/N: 00747
	日本光電工業株式会社 BSM-1773	1	S/N: 00666